

令和6年度

泉大津市第1回都市計画公聴会

記録

- 1 日時 令和6年8月20日(火) 10時
- 2 場所 泉大津市役所 3階大会議室
- 3 出席者
  - (1) 議長 泉大津市都市政策部都市づくり政策課 課長 八木 勇司
  - (2) 公述人 2名
  - (3) 傍聴者 住民等、行政関係者

泉大津市都市政策部都市づくり政策課

[開会]

●議長

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回泉大津市都市計画公聴会を開催させていただきます。

本日の進行につきましては、泉大津市都市計画公聴会規則第十条の規定により、私、泉大津市都市政策部都市づくり政策課課長の八木が議長として担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。この後は着座にてご説明させていただきます。

まず、公聴会の開会にあたりまして、皆様にご協力をお願いしたいことがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定いただくようお願いいたします。また事務局の方では記録のため、写真撮影及び録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

では初めに、開始にあたって公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。先ほど受け付けでお渡しさせていただきました都市計画の原案につきましては、本市が上位計画等を踏まえ作成したものでございます。これらの原案をもとに、皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて公聴会を開催させていただきます。

本日は去る7月31日から8月14日までの公述申し出期間内に、あらかじめ公述の申し出をしていただきました2名の方にご意見を述べていただきます。

この公聴会で公述していただいた内容を踏まえた上で、再度、関係機関等と協議調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための、都市計画の案を作成させていただきます。また、本日の公述内容に対する市の考え方を、都市計画の案の縦覧とともに公開し、市のホームページにも掲載いたします。この縦覧は、都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に、関係市町村の住民及び利害関係人は市に対し、都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を泉大津市都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の記録と、それに対する市の考え方を資料として提出いたします。また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書を提出されていれば、その要旨もあわせて審議会の資料として提出することになります。この都市計画の議事を経て、都市計画案が承認されましたら、都市計画が正式に決定されるということになります。

次に、本日の公聴会の進行についてご説明させていただきます。

お手元の資料にあります、公聴会の次第をご覧ください。最初に今回公述の申し出がありました1件の都市計画の原案の概要について、都市づくり政策課の担当からご説明させていただきます。この説明が終わりましたら、この都市計画の原案について、公述を行っていただきます。

公述に際しましては、私が公述をしていただく方のお名前をお呼びいたしますので、お

名前を呼ばれましたら、前の公述人席まで来ていただき、お名前をおっしゃっていただいた後、公述をしていただきますようお願いいたします。

公述の内容につきましては、公述申出のときに提出いただきました要旨に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することはできませんので念のため申し添えます。

公述を行う時間は、既に通知していますとおり15分以内とさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。終了の2分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了し、元の席にお戻りください。なお、公述時間は15分以内ですので、必ずしも15分公述していただく必要はありません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

最後に、公述人ほかご来場の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場であり、質疑応答を行う場ではありません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみ公述をしていただくことになっております。皆様方には、声を出したり拍手したりするなどの行為は慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や行為などがあった場合には、泉大津市都市計画公聴会規則第9条第3項及び同規則第12条第2項に基づき、この会場から退場していただくこともありますので、ご注意ください。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となります都市計画の原案について、都市づくり政策課の担当から概要を説明させていただきます。

#### [都市計画案の説明]

#### ●事務局（高井課長補佐）

都市づくり政策課 高井でございます。それでは、今回の都市計画変更の内容につきまして、ご説明させていただきます。

資料を2枚お配りさせていただいておりますが、ございますでしょうか。説明は、前方スクリーンを用いて行わせていただきますので、資料は、参考にご覧いただければと思います。それでは、座って説明させていただきます。よろしくようお願いいたします。

南部大阪都市計画公園戎町公園の変更についてご説明いたします。こちらが今回、都市計画変更を行おうとする戎町公園となります。そしてその、南側には、現在、教育支援センターとして使用しております旧戎小学校校舎がございます。

この教育支援センターは、令和7年度に移転を予定しており、耐震化できていない建物については、解体する予定となっておりますが、市としてはこの跡地の有効活用について検討する必要があります。

そこで、幹線道路の角地にある戎町公園も含めた赤色の線で囲われた区域を一体的に検討することで、市有財産としてより有効的に活用できるものとして考え、その結果、戎町

公園の区域の変更をしようとするものであります。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。

こちらが、現在の戎町公園と教育支援センターであります。変更後は、このように、概ね公園と教育支援センターが入れ替わるような形を考えております。

理由としましては、教育支援センター跡地を利活用エリアとして民間事業者に貸し付けた場合、幹線道路の角地にある現戎町公園の場所の方が、利活用しやすいということ、そして公園としても、幹線道路の角地にあるより公園利用者の安全性が確保され、現在、旗竿地となっている形状をより使いやすい形状へ変更することができると考えております。

変更後の戎町公園の面積は約 0.01ha 増加し約 0.38ha となります。

これが、今回行おうとする都市計画変更の概要となります。

[公述人による公述]

●議長

それでは、ただ今から公述に移らさせていただきます。

A 様、公述をお願いします。

●公述人 (A 氏)

戎町自治会の A です。

市から示された、公園の配置変更の理由なんです。現在の公園の位置は、交通量の多い道路に 2 面に面していて、ボールや人の飛び出しなど、安全性に課題があるということと、もう 1 点、旗竿地で形状が悪いという話でしたが、まずその点につきまして、現在の公園は出入口が 3 ヶ所あって、しかも角地にあるということが幸いして、公園内を斜めに横切る人、交差する道路側からも、木々の下側がカットされているので、常に公園内を眺める人が多くて、そのことが、公園内の安全性の確保に繋がっているというふうに考えております。

ボールや人の飛び出しについては、確かに何回か私も見たことがありますが、公園を移転しなくても、着脱可能な防球フェンスなどのようなもので対応できるのではないかと、いうふうに思います。公園利用者の安全性という面ではそれほど影響はないのではないかと、いうふうに思ってます。

公園が配置変更された場合、現在は約 125m ぐらいが道路に面していますが、それが 73m となって、確かに道路との安全性は確保されるんですが、外部から非常に見えにくくなり、公園内の治安に問題が起こるかと考えます。

昨日もそういう公園に関連する問題起きましたけれども、一番問題なのは、隣接住民にとっては、夜間公園に不審者が出没しやすくなるということです。現在の教育支援センターであれば、そこに夜間人がいるのはおかしいというのはわかるんですが、公園になると、

夜間に人が集まってても注意できません。ただ単に集まって話していただいただけだと言われてしまいます。このように近隣の方にとって非常に影響があるのではないかと考えております。

それと私自身の経験なんです、夜間道路を歩いていると、教育センターの方の防球ネット乗り越えようとしている少年がいました。話を聞くと、ボールが飛び込んで取りに行く途中なんですとのことでした。

このように公園が移転した場合に、近隣の家の方にボールが飛び込んでいくのではないかとというふうに思われ、近隣の家屋にとっては不安材料がかなり多くなるのではないかと思います。

また、商業施設ができた場合、それによって交通量の増加とか、近隣地域の車の通行量が増えるなどの事態が起これば、現在の安全性より、より危険が伴うのではないかとというふうに考えております。

以上の理由から、公園の配置変更というのは、現段階では行わずに元小学校跡地に、より住民が安心して生活できるための防災施設などを設置してもらった方がいいんじゃないかという意見も自治会内では上がっております。

以上です。

● 議長

ありがとうございました。続きまして B 様、公述を始めてください。

● 公述人 (B 氏)

戎町の B と申します。よろしくお願いいたします。

一点目

新しい公園をつくるにあたって、以前つくられた、せっかく綺麗にしてくださった公園があり、費用もかかったのに、それをさらに整備するっていうのは、費用面ではもったいないと思います。

二点目

現在、教育支援センターは選挙の投票場所と兼用となっていますが、そこに近隣住民の防災のための建物が欲しいと思います。

三点目

公園になる位置が、子供の安全性のためと、7月18日の説明会でおっしゃってましたが、現在の公園よりも外から見えにくく、死角となり、不審者等がいても気づけない恐れがあ

るのではないのでしょうか。

日中夜間に関しては、若者等が集まりやすい環境となり、単車等の音、会話の声、また多分禁止はされるでしょうけど、花火などの騒音、迷惑行為などが考えられます。

それとまた、空き巣とか不審者の侵入など、隣接する住宅の方々に対する不安材料の対策は考えてくださっているのでしょうか。

#### 四点目

我が家もそうなんですけど、公園になるところの境界フェンスが大分低くて、公園側の方が、土地が高いと聞いております。

24 時間開放の公園になれば、プライバシーとか、泥棒等の心配がございます。

#### 五点目

公園の説明会について、隣接住宅 8 軒ございますが、そちらのための説明会を開いて欲しいとの声が出ております。

一方的な説明会ではなく、議論ができるような会合にさせていただきたいと思います。以上です。

[閉会]

#### ● 議長

ありがとうございました。今回の都市計画変更につきましての公述申出につきましては、以上の 2 件でございます。

それでは閉会となりますが、本日はお忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。

本日の内容につきましては、冒頭にご説明させていただきまとお、市の考え方をまとめさせていただきまして、改めてその回答と原案を縦覧させていただきます。

それでは、これをもちまして、令和 6 年度第 1 回泉大津市都市計画公聴会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。